

## 平成22年度練馬まちづくりセンター事業計画

### 1 都市機能の維持・増進および環境への負荷低減のための調査、研究およびその成果の普及

[定款第4条第1号]

#### (1) まちづくりに関する調査・研究

住民参加・協働型のまちづくりを進めていくための調査・研究活動として、練馬区の景観に対する取り組みや、まちにある様々なものを練馬らしい特色ある地域資源として発掘するための事業を実施する。

また、「市民まちづくり支援・都市ネットワーク会議」に参加し、他自治体のまちづくり支援機関とまちづくり活動助成の仕組みや各種事業のPR方法その他について調査・研究を行う。

#### (2) みどりに関する取り組み

練馬区におけるみどりを育む活動を推進するため、みどり空間の保全・創出に向けた方策についての調査・研究を行う。本年度は、区内において動植物が生息・生育し、みどりが質的に豊かになるネットワークの仕組みやアイデアの提案集を作成し、練馬区バイオネット構想「いきものつながり」に関する普及啓発に向けた取り組みを行う。

また、区からの受託事業として、次代を担う子どもたちが地域の自然と親しみ、自然の豊かさや大切さを学ぶことを目的とした体験事業を実施する。

さらに「農地と共生したまちづくり」については、これまでの調査・研究を踏まえ、農業関係者等に対する普及啓発活動を行うとともに、土地所有者や農業従事者への提案・相談活動を進め、地域における具体化に繋がる取り組みを行う。

#### (3) インターンシップ（学生実習生受入れ）制度の実施

学生がまちづくりセンターでの就業体験を通して職業意識を高めるとともに、センター職員が実習生の教育を行うことを通じて、自己啓発の契機を得ることを目的として、大学および高等専門学校等の学生に対し、インターンシッププログラムを実施する。

#### (4) まちづくりセンター運営協議会の開催

まちづくりセンターが適切公正な運営や効果的な事業を行うよう助言を行う組織として、学識経験者や公募区民など10名の委員による「練馬まちづくりセンター運営協議会」を設置している。年3回程度会議を開催し、センターの企画運営・事業展開などについて協議する。

## 2 都市機能の維持・増進および環境への負荷低減のための相談、助言および支援

[定款第4条第2号]

### (1) 練馬区まちづくり条例に基づく専門家派遣と助成

条例に基づき大規模建築物の建築、増築、用途変更などが計画された際、周辺住民と事業者が建築計画について話し合うときに、第三者の立場からアドバイスを行う事業を実施する。専門家は原則、弁護士、一級建築士、都市計画または建築に関する学識経験者の3名一組で、1案件につき3回まで派遣を行う。

また、条例に規定されている総合型地区まちづくり等の協議会および準備会に対するコンサルタント派遣についても実施するとともに、助成金による支援も行っていく。

### (2) まちづくり相談と区民発意のまちづくり支援

区民や区内の地権者等が抱えるまちづくりに関する様々な相談にも対応し、必要に応じてセンター職員が地域に出向いての対応や専門家の派遣も行う。

下記の対象地区等に対しては、センター職員や専門家の派遣などにより継続的な支援を行い、練馬区まちづくり条例を活用した区民の活動をサポートする。

<対象地区・団体等>

- ・城南住宅地区（向山三丁目・城南住宅組合）
- ・高野台五丁目中央地区（総合型地区まちづくり準備会）
- ・武蔵関建築協定地区（関町北三丁目・総合型地区まちづくり協議会）
- ・NPO公園づくりと公園育ての会（石神井町八丁目・施設管理型まちづくり協議会）
- ・N e r i m a 景観まちづくり会議（テーマ型まちづくり協議会）

### (3) 区民主体のまちづくり活動に関する支援

センターの登録団体に対し、まちづくり活動に必要な打合せ・作業スペースの提供を行うとともに、複写機や印刷機等の貸出（有料）を行う。また、活動の場でも利用できるプロジェクター、ワイヤレスアンプ・マイク（有料）等の備品貸出も実施する。

### (4) まちづくり団体への活動費助成

区民による自主的なまちづくり団体に対して、団体活動費の助成を行う。助成金の交付決定にあたっては学識経験者等による公開審査会を設け、プレゼンテーション方式により行う。

<部門・対象団体>

[たまご部門（年間随時受付・書類審査）]

身近な生活空間の保全改善等へ取り組むにあたり、事前の学習を行う活動に対しての助成。

- ・助成金額：1団体あたり3万円以内

[はばたき部門（申請後公開審査）]

身近な生活空間の保全・改善・創造のための活動への助成。

- ・助成金額：1団体あたり30万円以内

[テーマ部門～いきものまちづくり（申請後公開審査）]

身近な場所で生き物を呼ぶ空間を創り出す活動に対しての助成。

- ・助成金額：初年度の活動：企画準備のための活動（1団体あたり10万円以内）  
2年度目の活動：現地の整備活動（1団体あたり50万円以内）

#### (5) 練馬区の住民参加型協働事業に対する支援

練馬区が行う区民との協働事業や区民参加型事業について、まちづくりセンターが企画協力または運営支援等を行う。前年度に引き続き、区の実施する「福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業」に関して、公開審査会等の開催や事業のPR等を受託事業として実施する。また、保健福祉関連事業の情報や地域福祉団体の活動紹介などを内容とした広報活動について、区と協働して取り組む。そして新たに、だれもが安心して快適に暮らすことができるまちの実現に向けて、ユニバーサルデザインについての知識の学習や情報提供、相談、福祉のまちづくりへの取り組みに対する支援を行う拠点を運営する業務を行う。

#### (6) 「建築無料相談」の後援

相談・支援事業を充実させていくため、社団法人東京都建築士事務所協会練馬支部と連携し、協会が区役所内で実施する建築無料相談事業を後援する。

### 3 都市機能の維持・増進および環境への負荷低減のための普及啓発

[定款第4条第3号]

#### (1) まちづくり情報誌「こもれび」の発行

区民のまちづくりへの関心を高めるため、まちづくりセンターの各種事業を紹介するとともに、まちづくりに関する様々な情報を掲載した情報誌「こもれび」を定期発行する。

- ・規格 タブロイド判カラー4ページ
- ・発行回数 年3回
- ・発行部数 各号17,000部
- ・配布場所 区内公共施設、各駅広報スタンド、郵便局等

(2) まちづくり講座の開催

区民のまちづくりに対する関心と意欲を高めるとともに、地域のまちづくりリーダーを育成することを目的として、区や区内のまちづくり関係団体と連携して、まちづくり講座を開催する。また、まちづくり活動を充実させるための技術を習得するスキルアップ講座や、まちづくりに関するテーマを決め、話題提供者の話を聞きながら参加者が議論を交わし、参加者同士が交流を図る場として『まちづくりカフェ』を開催する。

(3) まちづくり交流会の実施

区内のまちづくり活動団体がそれぞれの活動内容を発表するとともに、団体同士の情報交換・交流の場として、まちづくり交流会を開催する。

また、まちづくりセンターが地域に出向いて、区内のまちづくり活動をPRしていくことを目的として、地域でのイベントに出展する機会を設ける。

(4) まちづくりに関する資料コーナー（ミニライブラリー）の設置

区民の方のまちづくり活動の参考となる図書や冊子、パンフレット等を配備した「資料コーナー」を開設し、閲覧スペースを設けるとともに、図書の貸出を実施する。

・蔵書数 約970冊（平成22年3月現在）

(5) ホームページ・Eメールによる情報発信

まちづくりに関する情報をより多くの方に提供していくため、まちづくりセンターが実施する各種事業や区民団体によるまちづくり活動等の情報など、区民のまちづくり活動に有益な情報をホームページで発信する。

【 ホームページアドレス <http://nerimachi.jp/> 】

また、まちづくりセンターの活動に様々な形で参加・協力いただいている方々を会員として、Eメールを使い、情報発信やまちづくりセンターへの意見や提案をいただくとともに、会員同士の意見交換を行うツールとして運営していく。